

平成30年度

科目等履修生 募集要項

＜昼夜開講制導入大学院＞

久留米大学大学院医学研究科

1. 科目等履修生制度の概要

科目等履修生とは、学校教育法及び大学院設置基準に基づき、社会人等に対して大学院教育の機会を拡大し、その成果を適切に評価するという意図のもとに設けられた制度で、大学院学生とは一線を画すものである。

本学においても、本学大学院学則第 42 条、及び大学院医学研究科規程第 24 条～第 28 条に基づき制度化されており、大学院医学研究科のそれぞれの課程、専攻で開講している授業科目を、一科目もしくは数科目について履修し、試験等で一定の成績を修めると単位が認定される。

2. 募集する課程、専攻、募集人数、履修対象科目、単位上限

久留米大学大学院医学研究科

課程	専攻	募集人数	履修対象科目	単位上限
修士課程	医科学専攻	若干名	全ての開講科目とする。ただし、正規学生の履修者がいない科目は閉講とする場合がある。 なお、受講希望科目については、医学部事務部教務課に事前に照会し、確認した上で志望すること。	原則として年間 10 単位以内
	看護学専攻			
生理系専攻	若干名			
病理系専攻				
社会医学系専攻				
博士課程	個別最適医療系専攻			

※ 正規の学生の学修に妨げとなる場合は受講できない。

※ 実習科目については履修できない場合がある。

3. 身分、取り扱いについて

科目等履修生は、制度の趣旨から「履修を許可された者」として受け入れられ、「久留米大学大学院医学研究科修士（博士）課程科目等履修生」となる。また、受け入れ許可期間については、以下のような取り扱いとなる。

- (1) 科目等履修生には履修生証を発行するので、通学時は常に携行すること。
- (2) 科目等履修生は自家用車での通学は認められない。また、通学定期・学割の利用もできない。
- (3) 科目等履修生は図書館が利用できる。利用については、久留米大学医学図書館利用細則による。
- (4) 科目等履修生は学内 IP アドレスの利用登録が可能。（届出制）
- (5) 科目等履修生は久留米大学病院・久留米大学医療センターにおいて医療を受ける場合、医療費補助は受けられない。また、科目等履修生を対象とした健康診断は実施しない。

4. 受け入れ期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

※ 年度を超えて出願することはできないが年度ごとに継続して科目等履修生として出願することは妨げない

5. 出願資格

(1) 修士課程

- ・平成30年度大学院医学研究科修士課程 学生募集要項の「2 出 願 資 格」の各号のいずれかに適合する者。
- ＊「専門職養成コース」を履修希望する場合は、看護師免許を有すること。

(2) 博士課程

- ・平成30年度大学院医学研究科博士課程 学生募集要項の「2 出 願 資 格」の各号のいずれかに適合する者。
- ＊医（歯）学部医学科以外の大学を卒業した者は、原則として個別最適医療系の授業科目を履修登録することはできない。

※科目等履修生の対象外

現在久留米大学大学院医学研究科に在学中の学生については科目等履修生に出願できません。但し、既に久留米大学大学院医学研究科博士課程もしくは修士課程を修了、もしくは単位修得満期退学、中途退学した方については出願することができます。

6. 出願資格審査について

上記5の（1）および（2）のうち、出願資格審査を要するものについては、以下の期間内に必要書類をそろえて提出すること。

<出願資格審査提出書類>（数字を□で囲った書類は全員提出すること）

□1	出願資格認定申請書	本学所定の様式（様式4）
□2	業績一覧表	本学所定の様式（様式5）
□3	卒業証明書 修了証明書	出身大学等の所定の用紙 ただし、本学卒業者は提出不要
4	医療・看護系免許証の写	該当者のみ
5	在職期間証明書 (4年以上の実務経験を有する証明書)	該当者のみ

<出願資格審査申請受付期間>

平成29年12月18日（月）～平成29年12月22日（金）必着

注) 出願資格審査受付期間外に提出された書類は受理しない。

※前年度に引続き同課程の科目等履修生に出願を希望する場合、出願資格審査は免除する。

※提出された書類は返却しない。

※受付時間は、土・日曜・祝日を除く9：00から17：00まで。

（12：00～13：00は除く。）

※郵送で提出する場合は書留郵便のみとし、封筒の表に「大学院医学研究科博士（修士）課程科目等履修生 出願資格審査 申請書類在中」と朱書きして提出のこと。

<審査結果通知>

審査結果は、出願期間前に本人に（郵送により）通知する。

＊出願資格審査に通過した者は、大学院医学研究科科目等履修生採用試験を受験することができる。

7. 出 願 手 続

出願にあたっては事前に受講を希望する科目担当責任者に相談の上、下記書類を一括して提出すること。なお、出願資格審査に通過した者が出願手続を行う場合、既に提出済の書類については省略できる。

<出願書類>

- (1) 科目等履修生願書（様式1）
- (2) 最終学歴の卒業（修了）証明書、または学位授与証明書
- (3) 各種資格免許状の写し（医師・看護師・コメディカル分野等。）
- (4) 在職中のものは所属長の受験承諾書（様式2）
- (5) 外国人の場合、外国人登録済証明書（登録原票記載事項証明書）及びパスポートの写しまたは入国査証の写し

※ 受験のため短期間（90日以内）滞在するものは入国査証のコピーを提出すること。

- (6) 選考料 30,000円。（様式3）

本学所定の振込用紙に必要事項を記入し、切り離さずに最寄の金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合）の窓口を選考料を添えて提出してください。（ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア及びインターネットによる振込みはできません。）ひとたび納入された選考料は、理由の如何を問わず返還しない。

※ 一旦科目履修生に採用された者が、前年度に引続き同課程の科目等履修生に出願する場合、上記（2）～（6）の手続きは免除する。

8. 出 願 受 付 期 間

平成30年 1月15日（月）～ 平成30年 1月26日（金）必着

受付時間は、土・日曜・祝日を除く9：00から17：00まで。

（12：00～13：00は除く。）

郵送で提出の場合、書留郵便とし、封筒の表に「大学院医学研究科博士（修士）課程科目等履修生 出願申請書類在中」と朱書きして提出のこと。

注）出願期間外に到着した書類は受理しない。

9. 選 考 方 法

- (1) 面接、口頭試問、および提出書類等を総合して判定する。
- (2) 試験期日

平成30年2月20日（火）または21日（水）

- (3) 試験科目及び場所
面接、口頭試問・・・場所、時間は面接官に一任する

10. 合 格 発 表

平成30年3月16日（金）

本人に通知する。

11. 科目等履修生登録手続き及び納付金

- (1) 登録手続きについて

本学大学院医学研究科修士（博士）課程科目等履修生として許可された者は、期日内に所定の手続き（別途通知）を行うこと。手続き完了後、履修を許可するが、手続きが期日内に完了しない場合、科目等履修生としての許可を取り消す。

(2) 納付金について

登録料 30,000円

受講料 1単位につき25,000円

※ ひとたび納入された登録料、受講料は如何なる理由があっても返還しない。

※ 博士課程実習科目、修士課程演習・実習科目を登録する場合は、別途実験実習料を徴収する。

1.2. 科目等履修生制度における単位の認定等について

- (1) 科目等履修生が、選択した授業科目を履修して、合格したときは、その授業科目の所定の単位を与え、修得単位として認定する。
- (2) 科目等履修生の授業科目、試験、単位認定等に関しては、正規の学生に関する規定を準用する。
- (3) 履修許可後の授業科目の追加、変更は原則として認めない。
- (4) 授業時間割、授業内容については、毎年4月に発行する大学院カリキュラムブック(シラバス)にて確認のうえ、指導担当教員と調整すること。

出願手続き書類提出先及び照会先

〒830-0011 久留米市旭町67

久留米大学大学院医学研究科

入学試験係 (医学部事務部教務課内)

TEL 0942 (31) 7528 (直通)

Email igaku-kyomu@kurume-u.ac.jp

ホームページ <http://www.kurume-u.ac.jp/site/gmed/>

個人情報の取り扱いについて

- * 本学では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じております。
- * 出願及び履修登録手続きにあたって提供頂いた個人情報は、採用試験の実施、合格発表、登録手続き、登録後の履修関係、教務・学籍関係、及び学生生活関係に必要な業務において使用させていただいております。
- * 本学が取得した個人情報は、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供するとはありません。